

江戸川区公共施設再編・整備計画策定支援業務委託

募 集 要 領

令和3年4月

江戸川区

1 募集の概要

標記業務の受託者を募集します。受託者の選定については、公募型プロポーザル方式を採用します。第一次審査については、書類審査(「8 プロポーザル提出書類」参照)を行い、第一次審査を通過した事業者を対象に第二次審査を実施します。第二次審査については、提出された企画提案書をもとに、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

2 委託件名

江戸川区公共施設再編・整備計画策定支援業務委託

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月23日まで

4 提案内容

「委託仕様書(案)(別紙1)」「審査基準(別紙2)」を踏まえ、本業務についての取組方針、業務提案内容(工程計画を含む)実施体制等を盛り込み、企画提案書を作成してください。

また、「委託仕様書(案)(別紙1)」に無い独自の具体的な提案事項があれば盛り込んでください。

5 上限金額

40,420千円(消費税込み)

* 上記金額には、本業務委託を行うに当たり必要な経費全てを含むものとします。

* 上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、提案対象の規模を示すものです。

6 参加条件

- (1) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者(以下「参加事業者」という。)は、単独の事業者または複数の事業者からなるグループとして、期限(「7 選定方法」参照)までに提案意思表明を行ってください。また、本プロポーザルの参加条件は、以下の から の全ての事項に該当していることを条件とします。

代表事業者及びグループ構成事業者が、地方自治法施行令(昭和22年政令16号)の第167条の4の規定による欠格条項に該当していないこと。

江戸川区登録業者の有無は問いません。ただし、江戸川区の指名停止期間中の企業が、代表事業者またはグループ構成事業者に含まれていないこと。

提案書類の提出期間において、経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等)にある事業者が、代表事業者または構成事業者に含まれていないこと。

最近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している事業者が、代表事業者またはグループ構成事業者に含まれていないこと。

代表事業者及びグループ構成事業者が、江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置期間中でないこと。

- (2) 参加事業者は、実績(企業の実績)として、以下のいずれかの類似業務実績を有する企業であ

ることを条件とします。(平成23年4月1日以降に契約しているものが対象)

- ・国または地方自治体における公共施設等総合管理計画や公共施設長寿命化計画等、公共施設の整備に関する計画の策定業務

(3) 参加事業者は、業務の担当を予定する管理技術者の実績として、以下のいずれかの類似業務実績を有することを条件とします。(平成23年4月1日以降に契約しているものが対象)

- ・国または地方自治体における公共施設等総合管理計画や公共施設長寿命化計画等、公共施設の整備に関する計画の策定業務

(4) 参加事業者は、業務の担当を予定する管理技術者が、以下のいずれかの技術資格を有することを条件とします。

- ・技術士(総合技術監理部門または都市及び地方計画)

7 選定方法

(1) 参加申込み

「参加申込書(様式1)」を事前に電話連絡の上、担当課窓口(本要領末尾参照)に持参し、提出してください。

【提出期限】令和3年4月8日(木) 正午まで

(2) 企画提案書等の作成に係る質問の受付・回答

Eメールにて担当課あてに「質問票(様式2)」を提出してください。提出期限以降の質問、電話、FAX等での問い合わせ等については受けません。なお、Eメールアドレスは6ページの連絡先をご参照ください。

【提出期限】令和3年4月8日(木) 正午まで

各事業者からの質問内容を取りまとめ、すべての申込者にEメールで回答を送付します(ただし、質問のあった事業者名は非公表)。

【回答日】令和3年4月12日(月)(予定)

(3) 企画提案書等の提出

「8 **プロポーザル提出書類**」に掲げる書類一式を郵送(提出期限必着)または持参で提出してください。持参の場合、事前に電話連絡の上、担当課窓口へ提出してください。

【提出期限】令和3年4月16日(金) 正午まで

(4) 第一次審査

提出された「企画提案書」等を用いて、江戸川区新庁舎・施設整備部計画課に設置された審査委員会(以下「審査委員会」という。)が提案内容の優劣を「審査基準(別紙2)」に基づき評価し、評価結果が上位の事業者を第二次審査対象事業者として選出します。第一次審査結果は、審査対象事業者に対して個別に通知します。

(5) 第二次審査

第二次審査対象事業者には、本業務に従事する予定の管理技術者及び業務担当者(3名以内)による企画提案書を用いたプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査委員会が提案内容の優劣を「審査基準(別紙2)」に基づき評価します。合計得点が最低基準点である60点(100点満点)以上の対象事業者のうち、評価点の総合計が最も高い者を最優秀提案事業者として特定します。

なお、各採点項目において、「委託仕様書(案)(別紙1)」の内容を満たしていない項目がある場合は、評価点の総合計にかかわらず、最優秀提案事業者としません。

また、公平・公正な審査を確保するため匿名審査とし、提出書類(「8 プロポーザル提出書類」)及びプレゼンテーションは事業者名、担当者名等が特定できないようにして下さい。

(6) 結果の公表

第二次審査対象事業者の中から最優秀提案事業者を決定し、江戸川区ホームページに掲載するとともに、全事業者に採否にかかわらず通知します。なお、審査結果に対する問い合わせには原則応じません。

(7) 契約内容の調整と確認

最優秀提案事業者と契約内容の調整と確認を行います。委託業務の仕様は、事業者の提案内容をもとに、担当課と事業者間で調整を行って決定します。

(8) 選定の取消し

委託事業者選定後であっても、最優秀提案事業者が「6 参加条件」の条件を満たさなくなった場合は、その決定を取り消す場合があります。また、提案資料等に虚偽の記載または内容に重大な誤りがあった場合は、提案を無効とし委託事業者選定後であっても、その決定を取り消す場合があります。

8 プロポーザル提出書類

提案書類については片面を使用し、ファイリングや背表紙は不要です。審査用書類については表紙を付け から の順にまとめ、ホチキス左2か所止めの簡易製本としてください。なお、事業者名の記載のないものを7部(審査用書類) 事業者名の記載のあるものを1部(事務局用)提出してください。

企画提案書(任意書式)

A4用紙縦置き横書き、様式は自由です(表紙を除き7ページ程度)。また、文字の大きさは11ポイント以上としてください。

実施体制書(様式3)

事業の円滑な実施を図るために、参加事業者の現場組織の体制とこれを支援するバックアップ体制について記載してください。

管理技術者及び主任技術者については、経験業務等を3件まで、担当技術者については1名につき2件まで記載してください。

なお、実績については、平成23年4月1日以降に契約したものに限りします。

受託実績書(様式4)

企画提案を行う事業者の受託実績について様式に従って記載してください。事業者の受託実績については、最大で5件記載することができます。ただし、受託実績を確認できる書類として、契約書の鑑と仕様書の写しを各1部提出してください。

なお、実績については、平成23年4月1日以降に契約したものに限りします。

参考見積書(任意書式)

見積りの合計額は、消費税及び地方消費税(10%)を含んだ額を記載し、代表者印を押印してください。また、参考見積書は、「委託仕様書(案)(別紙1)」の「2 業務内容」に記載した項目ごとに、詳細な単価・人員等の積算内訳を作成し、添付してください。

なお、業務委託料上限額(40,420千円)を上回った場合は、失格とします。

納税証明書

最近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を納めていることを証明する書類1部提出してください。

法人登記簿謄本

3か月以内に発行したものを1部提出してください。

技術資格証明書（任意様式）

業務担当予定の管理技術者の技術資格（6(4)参照）の確認ができる証明書等の写しを1部提出してください。

9 提案内容の評価

「審査基準（別紙2）」のとおりとします。

10 提出物の取扱い

- (1) 提出書類の著作権については、各々の作成事業者に帰属するものとしますが、公表・展示、その他の理由で江戸川区が必要と認めるときには、これを無償で使用できるものとします。また、提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- (2) 提出書類作成に要する費用及び本プロポーザル参加に要する費用は、参加事業者負担とします。

11 辞退について

企画提案書の提出締切り日までに参加辞退書（様式5）を提出し、辞退することもできます。また、企画提案書の受付締切り期日までに提出がなかった場合も辞退とみなします。

12 スケジュール

日程（令和3年）		項目
4月	1日（木）	募集開始
	8日（木）	参加申込書、質問票の受付締切り
	12日（月）予定	質問票に対する回答
	16日（金）	企画提案書等の受付締切り
	下旬予定	第一次審査（書類審査） 第一次審査結果通知
5月	中旬予定	第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査） 第二次審査結果通知、受託予定事業者公表
	下旬予定	契約締結

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当した場合又は該当することが判明した場合は失格とします。

- (1) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 前各号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

14 その他

新型コロナウイルス感染症対策の状況により、本募集要項に記載のスケジュール及び審査方法等に変更が生じるおそれがあります。その際、プロポーザルの進捗状況に応じて、関係する事業者に変更内容をお伝えします。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、収束の時期が未定である点や対策内容に変更が生じるおそれが十分に想定されるため、契約内容の変更を行うことがあります。

なお、これらの場合においても、本プロポーザルに要した費用について、江戸川区に請求することはできず、プロポーザル参加事業者の負担とします。

【連絡先・提出先】

江戸川区 新庁舎・施設整備部 計画課 計画係

住所：江戸川区中央 1-4-1（江戸川区役所 第三庁舎別館）

電話：03-5662-9017（直通）

E-mail：keikaku@city.edogawa.tokyo.jp